

地域における再エネシェアリングモデル事業_質問回答

R3.4.20

No	質問項目	質問内容	回答
1	項目3	設置場所内における設備のレイアウト等は任意に提案することによいか。 例：EV設置時の車室等	提案は任意の場所で構いません。実際に使用する駐車スペースは実施事業者決定後、設置場所の所有者との協議により決定します。
2	項目6	任意の災害拠点においてEVからの放電するために必要な設備（可搬型給電器）は補助対象設備としてよいか。	可搬型給電器の導入は、EVによる電力融通のデモンストレーションの実施に要する経費にあたるため、対象として問題ありません。 なお、No6に後述のとおり、本事業に要する経費は補助金ではなく、負担金として支払われます。
3	項目8	再エネシェアリングの広報に加え、一般開放するカーシェアリングに関する広報活動の費用は運営費としてよいか。 (カーシェアリング利用の促進は本事業全体の広報につながると認識している)	本事業の実施及び理解促進を主とした広報活動の費用は運営費として問題ございません。なお、広報内容については、事前確認をいたします。
4	項目11	設置場所で開催するカーシェアリングは他地域等で既存で実施されているカーシェアリングのブランドを活用する形でもよいか。 (本事業向けに新たに立ち上げる必要はあるか)	本事業向けの立ち上げは不要です。
5	項目14	一般開放するカーシェアリングに関して、利用者から利用料金を徴収することは可能か。また、可能な場合にその料金水準等に定めはあるか。 (特定利用者による長時間独占等のモラルハザードが発生する危険性が高いため、無料実施は推奨できないと考えている)	可能です。利用料金の徴収に関する定めはございません。都が支払う本事業の実施に要する経費（調査費、設備費、工事費、運営費等含む）は、カーシェア利用料金等収入を差し引いた額とします。
6	項目14	複数企業のグループで申請する場合で、それぞれの企業で補助対象経費が発生する場合、経費はどのように申請するべきか、また、補助金はどのように支払われるか	本事業の実施に要する経費は補助金ではなく、負担金として支払われます。 複数企業のグループで応募する場合は、都が代表企業へ一括して支払う、または、都がそれぞれの企業へ支払うことが可能です。 費用は、全体の費用と各年度の費用を企業ごとに分かりやすいよう整理の上応募してください。 公募要項2（5）に記載のとおり、都は、年度ごとに、当該年度に要する経費が確定した後、当該年度の東京都予算を上限として支払います。
7	項目14	補助事業として業務委託を行う場合、準委任契約、請負契約のいずれの場合も補助対象になるか。	当該年度に要した費用の内訳を示した書類を都に提出していただき、都が本事業の実施に要する経費と認めたものについて支払います。
8	項目14	以下の費用は運営費として考えてよいか。 ・自動車保険 ・自動車メンテナンス（法定点検、車検等） ・自動車税 ・清掃費用 ・顧客問合せ対応費用（コールセンター等） ・電気代（設置場所、途中充電） ・車両備品 ・IOT機器通信費 ・システム運用費 ・運営に必要な人員の人件費 ・広告宣伝費 ・決済手数料	本事業の実施に要する主たる経費であることを都が確認でき、都が負担金の対象として取り扱えるものについては、運営費として考えて良いです。
9	項目14	以下の費用は設備費として考えてよいか。 ・車両費用 ・充電器費用 ・充電器併設EMS機器 ・車載IOT機器（SOC取得やスマートキー対応等のために必要） ・看板 ・冬タイヤ	本事業の実施に要する主たる経費であることを都が確認でき、都が負担金の対象として取り扱えるものについては、設備費として考えて良いです。

10	項目3	パネルを設置する際に屋根の耐荷重を、事業者側に通知いただけるのか。(耐荷重の計算には施設側の見る安全率などもあるため)	公募要項2(3)③に記載のとおり、設置場所の構造調査は事業者にて実施してください。必要な情報の提供については、事業者決定後、設置場所の所管者と協議の上対応します。
11	項目13	新たに設置する設備についても、施設側の電気主任技術者にて保安していただくという認識でよいか (通常、施設内に別の電気主任技術者を選任することはありません)	公募要項2(3)③にあるように、設備の運転管理、維持管理については事業者にて実施してください。
12	項目14	カーシェアリングや太陽光発電余剰電力の売電による収入は事業者の収入としてよいか	事業者の収入としてください。都が支払う本事業の実施に要する経費(調査費、設備費、工事費、運営費等含む)は、太陽光発電余剰電力の売電による収入や、カーシェア利用料金等収入を差し引いた額とします。
13	項目14	「毎年度、当該年度に要する経費が確定した後、実施事業者に対し、当該年度の東京都予算を上限として支払う。」仕様書P3とあるが、経費が確定するとは費用の請求書をもって確定としてよいか。	毎年度、実施した業務内容及びこれにより発生した経費の内訳を報告していただき、報告について都が適当と認めるときは、都が負担額を確定します。
14	項目14	・仕様書上に記載がないが、当該年度経費について、前払いもしくは部分払いとして、当該年度内中に支払いを受けることは可能か。	公募要項2(5)に記載のとおり、都は、本事業の実施に要する経費について、毎年度、当該年度に要する経費が確定した後、実施事業者に対し支払うこととしており、年度ごと一括して支払うことを想定しています。
15	その他	・仕様書上に記載がないが、再委託の割合について、東京都の規定をお示しいただきたい。	本事業は委託ではありません。公募要項3(2)に記載のとおり、複数の民間企業で構成されたグループでの応募も可能ですので、必要に応じて参画企業の体制を明確にしてください。
16	項目4	事業終了後、施設にて引き取りができない場合には事業者側で処理してしまってもよいか(他箇所でも流用するなど)	東京都及び設置場所の所管者との協議の上、撤去が決定された場合は、その後の取扱いは事業者の判断になります。
17	項目2	・モデル事業期間中にPVパネルなどを設置するが占有費用などを支払う必要があるか	占有に係る費用の取扱いについては、実施事業者決定後、設置場所の所管者と協議のうえ確定します。そのため、応募時は支払いを想定して費用を積算してください。
18	項目3	・提案については設備設置費用が安価であるほうが高得点となるのか	公募要項5(1)審査方法に記載のとおり、審査項目、審査内容及び視点に基づき審査し、総合的に評価するものであり、経費の多寡だけを評価に反映することは想定していません。提案時の経費は、審査項目「実施体制」の中の「費用」にて評価します。 なお、公募要項2(3)②設備の設置に係る提案に記載のとおり、本事業をより有意義なものにするため、交付額及び交付見込額の上限の範囲内で、施設数の増加、より大きな設備の設置等を提案していただくことが望ましいです。
19	項目3	・国などの補助金の使用にあたってモデル事業期間を超えて設置することが必要なことがあるが、その取扱いはどうするのか	公募要項2(3)①(ウ)に記載のとおり、モデル事業実施期間を超える設備の取扱いは、実施事業者決定後、設置場所の所管者と協議のうえ確定することを想定しており、継続使用が認められない場合があります。 補助事業の活用を予定している応募者は、モデル事業実施期間を超えて利用することについてのメリットを具体的に提案してください。
20	項目3	設備設置に関わる提案は施設数の増加やより大きな設備の設置などのハード面のみか。ソフト面の提案も可能か	ハード、ソフトのいずれの提案も可能です。 公募要項2(3)②(イ)に記載のとおり、民間実施事業者等との連携その他として、再エネシェアリングを理解してもらうための普及啓発に係る事項やレジリエンス向上に係る事項についての提案が可能です。
21	その他	・代表企業の役割はなにか	本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、都との連絡調整及び必要手続きを行い、事業の円滑な遂行に責任を持つことを想定しています。なお、審査にあたっては、実施体制の中で評価します。